

## ◆園内でのイベント、催し物などをお考えの方へ◆

※催しについては規模の大小を問わず、許可申請の対象となります。

**実施 90 日前から 1 か月前までに申請書をお送りください。**

※都市緑化植物園、民家集落博物館については、施設へ直接お問い合わせください。

### ●申請から使用までの流れ●

#### 1. 企画書の提出

内容の審査や日程調整を行いますので、催し物の詳細（内容や実施場所）が分かる企画書をご用意頂き、メール [hattori-parkcenter@daiwalease.jp](mailto:hattori-parkcenter@daiwalease.jp) または FAX（06-6868-2016）でお送りください。管理事務所窓口でもお受けいたします。

#### 2. 各種様式の提出

企画内容確認後、必要書類をご案内いたしますので、管理事務所へご提出ください。

ご提出方法：メール [hattori-parkcenter@daiwalease.jp](mailto:hattori-parkcenter@daiwalease.jp) または FAX（06-6868-2016）、でお送りください。管理事務所窓口でもお受けいたします。

**※仮設工作物(テントやステージなど)を設置予定の場合、申請に時間を要しますので、実施日の 1 か月前までに申請書をお送りください。**

※行政による公共目的の利用、学校による授業の一環としての利用など、使用料の減額・免除を申請する場合は、使用料減額・免除申請書の提出が必要です。

→管理事務所へお問合せください。

#### 3. 申請書の受理

管理事務所にて書類を確認、受理いたします。

仮設工作物設置の場合は大阪府池田土木事務所に提出（1 か月前まで）、池田土木事務所より承認後、実施可能となります。

#### 4. 使用料のお支払い

実施日当日、服部緑地管理事務所 2 階窓口でお支払いください。（※現金のみ）引き換えに許可証を発行します。

－使用料－①②③の合計料金となります。※②③は申請者のみ

①行為許可使用料 3,670 円

②占用許可使用料 テントなどで占有する合計面積（㎡）×53 円×1.1

③電気・水道などの利用の場合は別途料金

**服部緑地管理事務所**

TEL：06-6862-4945